

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長洲町長 中逸 博光

市町村名 (市町村コード)	長洲町 (43368)
地域名 (地域内農業集落名)	腹赤小校区 (平原・清源寺・腹赤・腹赤新町・上沖洲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 3月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【④清源寺地区(平原・清源寺)】

今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。現在は耕作・維持管理ができていた農家が多いが、今後は高齢化や後継者不足により、規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。中心経営体に位置付ける17経営体のうち、半数以上の12経営体が他集落から入り作を行う経営体となっている。ほ場にばらつきがあるなど、農地の集約化が進んでおらず、農業経営の効率化が課題。小規模農家も多く、機械更新時の負担などが大きく、収益の確保が困難な状況にある。

【⑥腹赤地区(腹赤・腹赤新町)】

今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。他集落から入り作が多く、各経営体の圃場が分散しており、集約化に取り組む必要がある。

【⑨第三腹赤地区(腹赤新町・清源寺)】

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが、70才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積より多く、農地の受け手は確保されている。基盤整備に取り組む上では、高収益作物への転換が課題である。

【⑩第一腹赤・上沖洲地区(腹赤新町・清源寺・上沖洲)】

第一腹赤地区においては、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積より多く、農地の受け手は確保されている。上沖洲集落では、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、農地新たな農地の受け手の確保が必要。集落内に認定農業者がおらず、小規模経営の農業者も減少傾向にあり、中心経営体の大部分を入り作農家で占めている。農道や1筆あたりの農地面積が狭く、農地利用の効率化が課題。

全体として、主要な農地は基盤整備されている一方で、昔はポンプで水を上げていたが現在では水がとれず畑地となっている地域もある。

基盤整備事業等をきっかけに、小作料が統一されている地域が一部あるものの、大半は農業者と地権者の間でそれぞれ決められているため、集約化を目指すには小作料の統一が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平原・清源寺集落において、地区内の規模拡大意向の中心経営体へ優先的に集約していくほか、カバーしきれない分は入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することにより対応していく。

腹赤地区において、地区内の規模拡大意向の中心経営体へ集約していくことにより対応していく。

第三腹赤地区として基盤整備事業に取り組み、中心経営体への集約を促進していく。

第一腹赤地区においては、引き続き農地中間管理機構を活用した農地の貸し付けを進め、中心経営体への集約を促進していく。

上沖洲集落においては、地区内の規模拡大意向の中心経営体への集約していくほか、カバーしきれない分は入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	227 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	227 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農業上の利用が困難な農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域とすることを検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域において有効な団地形成を検討し、話し合いや離農に伴う集約化の取り組みを推進する。 主に基盤整備実施済みの地域を大きく分けて集約化を目指す。 小作料の統一や、農地中間管理機構の活用し、集約化に取り組みやすくしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくとともに、機構集積協力金の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備への取り組みを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
平原・清源寺集落において、地区内の規模拡大意向の中心経営体へ優先的に集約していくほか、カバーしきれない分は入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することにより対応していく。 腹赤地区において、地区内の規模拡大意向の中心経営体へ集約していくことにより対応していく。 第三腹赤地区として基盤整備事業に取り組み、中心経営体への集約を促進していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るために、作業受託を行う事業体への農作業の一部委託等を検討するなど、地域全体の農業経営を維持することで遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

【集落営農組織化への取組方針】

清源寺地区においては、収益性の強化と、将来的な農地の引受を目指し、小規模農家等による集落営農組織化を検討する。